

## 議案第57号

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について  
さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第104号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前のさいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第8条第2項及び第3項並びに第24条の規定による命令を受けた者に係る廃止前の条例第26条及び第27条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に廃止前の条例第21条第1項の規定による指定がされている区域に係る廃止前の条例第22条及び第23条並びに当該区域において土砂のたい積を行っている者に係る廃止前の条例第26条及び第27条の規定の適用については、当該指定の期間が満了する日又は廃止前の条例第23条第1項の規定による指定の解除があった日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（さいたま市景観条例の一部改正）

5 さいたま市景観条例（平成22年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(届出を要する行為等)</p> <p>第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第4号に掲げる行為（<u>埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。</u>）を除く。）とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(届出を要する行為等)</p> <p>第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第4号に掲げる行為（<u>さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第104号）第2条第4号に規定する土砂のたい積を除く。</u>）とする。</p> <p>2～4 [略]</p>